

2026 年 7 月 22 日

関係各位

一般社団法人
国際メディカル・コーディネーター事業者協会

医療滞在ビザ身元保証機関に係る「登録基準」及び「取扱概要」の 一部改正について

このたび、医療滞在ビザに係る身元保証機関の「登録基準」および「取扱概要」が見直され、一部改正されることとなりました。

本改正の運用開始日は、令和 8 年 8 月 1 日となります。

つきましては、以下の経済産業省ウェブサイトアクセスのうえ、「身元保証機関の登録基準・取扱概要の一部改正について」の項目をご確認くださいようお願いいたします。

特に、最初に『「医療滞在ビザに係る身元保証機関となる医療コーディネーターの登録基準」及び「医療滞在ビザ取扱概要」の一部改正について（令和 8 年 7 月 15 日）』をご覧くださいと、改正の全体像を把握しやすくなります。

【経済産業省ウェブサイト（医療渡航支援企業向け情報）】

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kokusaitenkai/iryotokoshienkigyomuke.html

ご確認のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。